

【事案Ⅱ－１２】自然災害共済金請求

・ 平成 25 年 1 月 21 日 和解解決

<事案の概要>

申立人所有の建物が雪害により損害を受けたため請求したところ、被申立人の鑑定による評価額が建物の実態を反映したのではなく高額となっており、付保割合が下がってしまうことから十分な自然災害共済金が支払われないことを不服として申立てをしたもの。

<申立人の主張>

被申立人は、2,172,535 円の自然災害共済金を支払え、との判断を求める。

(1) 2年ほど前の大雪のため屋根・樋等の被害を受ける。昨年6月頃納屋が倒壊したためそのまま放置することはできないと考え、建物全体の修理または解体を検討するとともに、担当者に立ち会いを依頼し、共済金請求をしたところ、被申立人は、建物再取得価額を母屋3,150万円、離れ1,420万円と評価し共済金は100万円程度とのことであるが、この評価額はいずれも高額すぎるものである。

(2) 母屋、離れとも、戦前の建物(特に母屋は100年以上前の建物)であり、2階建てではあるが、総床ではない。母屋には牛舎・物置・土間等があり、また、2階は約半分が蚕棚であった(あとの半分は吹き抜け)。離れは住まい部分は8畳間が2部屋(1階2階上下)、残りの約2/3は物置(吹き抜け)。これによる評価の結果は、母屋21,823,200円、離れ8,862,000円となる。この評価を基準に計算し

母屋：損害額3,116,453円×共済金額1,000万円/21,823,200円

離れ：損害額1,319,535円×共済金額500万円/8,862,000円

計算の結果、2,172,535 円の自然災害共済金を支払ってもらいたい。

<共済団体の主張>

申立人の請求のうち 1,076,780 円を超える部分を棄却する、との判断を求める。

(1) 共済価格の評価にあたって、共済団体においては全ての契約者に対し公平な支払を実施するために建物の用途・構造による簡易評価方式を採用しているが、その適用が妥当でないと判断されるものについては、第三者機関である外部鑑定等の意見を請う等、適正・公平な評価に努めており、本件でも外部鑑定機関へ評価の依頼をしており、鑑定人による現場確認を踏まえ物件の用途・構造や実態に応じた共済価格および損害額

の評価をすすめ算定された結果について、当方としても妥当であるとの判断をしている。

- (2) お申し出の吹き抜け部分等建物内部の一部内装等を欠く建物については、内装等を有する建物に比して価格は低くなるものとするが、一般的なプレハブ造の建物とは異なり、罹災建物全体の造りは在来工法により建築された純和風建築であり、全体評価として鑑定評価額相当の価値を有するものとする。

よって鑑定結果に基づく当初ご提示のとおり、母屋：31,500,000円、離れ：14,200,000円を評価額と考え、母屋：2,203,950円、離れ：1,071,000円を損害額として認定し、支払う自然災害共済金は母屋699,667円、離れ377,113円となる。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議を進め、当事者双方に和解案を提示したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。